

## 太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理に基づく保護区Ⅲの取扱いについて

### (概要)

宮城県の沖合底びき網漁業は、東日本大震災後、放射能や瓦礫の影響により漁場の確保に困窮していることから、平成23年度、平成24年度の2度にわたり関係者のご理解とご協力を得て保護区Ⅲを漁場として開放したところ。

しかしながら、まだしばらくの間は福島県以南海域での操業ができない状態が継続することが想定されるため、宮城県沖合底びき網漁業協同組合より、来年以降も引き続き保護区Ⅲを開放してほしい旨要望があった。

このため、関係県の担当者及び関係団体と協議を行った上、関係県の水産主務課長に対しては「太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理における保護区Ⅲの今後の取扱いについて（意見照会）」（平成25年8月2日付け25水仙調第268号）を発出し、関係団体に対しては一般社団法人全国底曳網漁業連合会を通じて意見照会を行ったところ、特段の意見の提出は無く、福島県以南海域での操業が再開されるまでの間、保護区Ⅲを開放すること等について関係者間の合意が得られたところ。

なお、平成23年度、平成24年度共に保護区Ⅲ内での操業実績は無く、また、保護区Ⅲで操業する際には、引き続き水産庁仙台漁業調整事務所及び一般社団法人全国底曳網漁業連合会に連絡するとともに、保護区Ⅲでの操業結果の報告を求め、その操業実績を太平洋広域漁業調整委員会で報告することとしていることを申し添える。

青森県  
岩手県  
宮城県  
福島県  
茨城県  
千葉県

水産主務課長 宛

水産庁仙台漁業調整事務所長 印

太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理における保護区Ⅲの今後の取  
扱いについて（意見照会）

日頃より、太平洋北部の広域資源管理にご協力をいただきまして厚くお礼申し上げます。

太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理における宮城沖の保護区Ⅲ（禁漁期間：毎年2月及び3月）につきましては、宮城県沖合底びき網漁業協同組合より、東京電力福島第1原子力発電所の事故による放射能問題のため、福島県以南海域での操業ができず、宮城県沖のみでの操業となり漁場の確保に困窮していることから、保護区Ⅲを漁場として利用したい旨要望があり、平成23年度、平成24年度の2度にわたり関係者のご理解とご協力を得て保護区Ⅲを開放いたしました。

しかし、まだしばらくの間福島県以南海域での操業ができない状態が継続することが想定されることから、宮城県沖合底びき網漁業協同組合より、来年以降も引き続き保護区Ⅲを開放して欲しい旨要望がありました。そこで、当分の間保護区Ⅲの取り扱いについては、下記により進めてまいりたいと考えておりますので、関係県におかれましてもご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、関係団体へは一般社団法人全国底曳網漁業連合会より別途照会しております。

関係県及び関係団体のご理解がいただけた場合には、今年秋に開催予定の太平洋広域漁業調整委員会北部会で、この案件についてご議論していただく予定です。

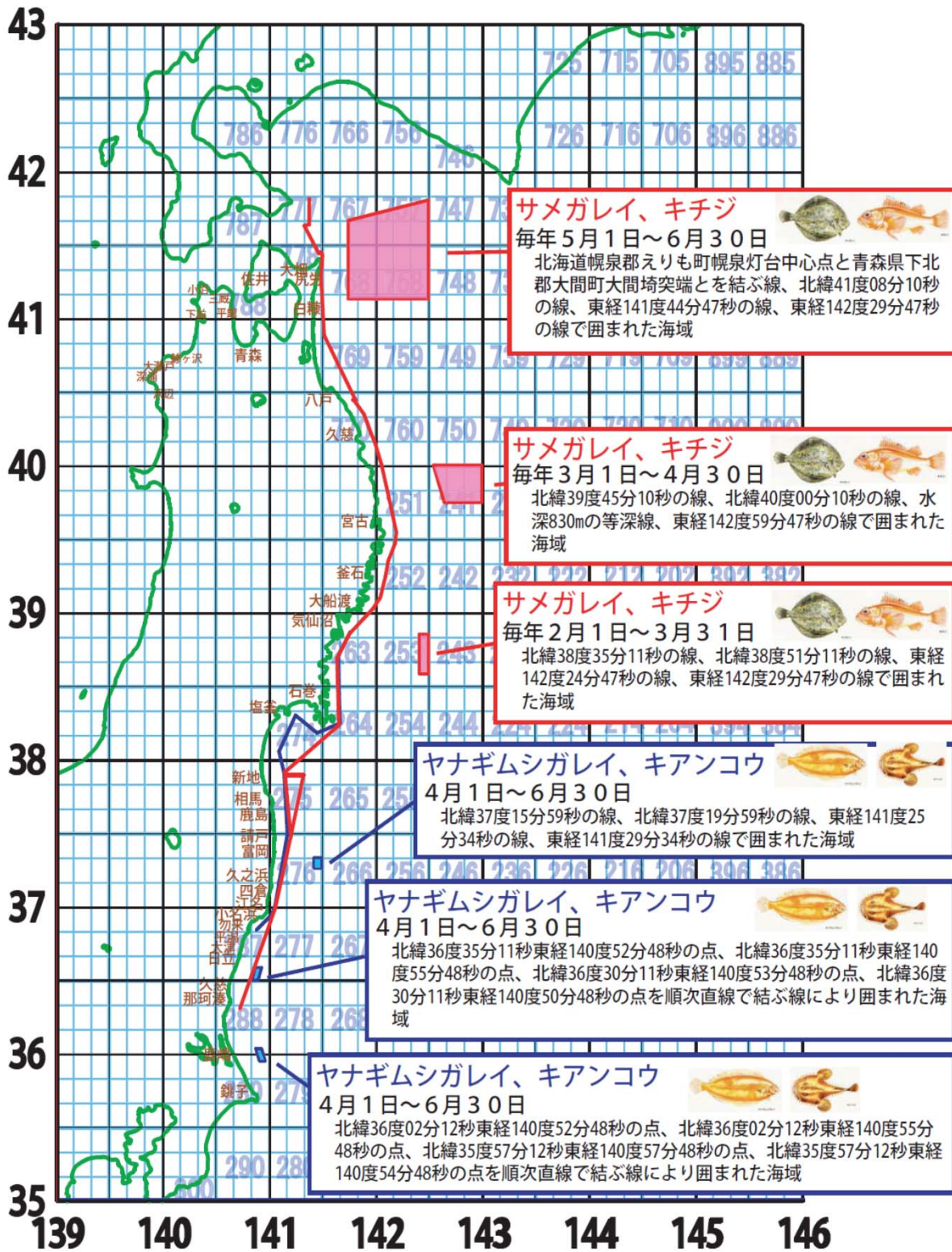
本件についてご不明な点やご意見等ございましたら、8月26日までにご連絡頂きますようお願いいたします。

なお、平成23年度、平成24年度共に保護区Ⅲ内での操業実績は、無かった事を申し添えます。

記

1. 宮城県沖合底びき網漁業協同組合所属船は、東日本大震災以降、全船が宮城県沖のみでの操業となっており、漁場の確保に困窮している状況が継続している。このため、保護区内に漁場が形成された場合には操業できるよう、福島県以南海域での操業が再開されるまでの間、保護区Ⅲを開放する。
2. 保護区Ⅲで操業する際には、水産庁仙台漁業調整事務所及び一般社団法人全国底曳網漁業連合会に連絡するとともに、保護区内での操業結果を、水産庁仙台漁業調整事務所へ報告する。操業結果は研究機関で集計・検証を行う。
3. 保護区Ⅲで操業した場合には、操業実績を太平洋広域漁業調整委員会で報告する。

(保護区図)



←保護区Ⅲ